

ちゅらパーキング利用証制度の導入



■障害者等用駐車区画

- ・ バリアフリー法及び沖縄県福祉のまちづくり条例により、公共施設や一定規模以上の民間施設に設置が義務づけられている駐車区画。
- ・ 車いす使用者の他、身体機能に制限のある高齢者、障害者等が利用できるとされているが、利用者の明確な基準がない。

■現状・課題

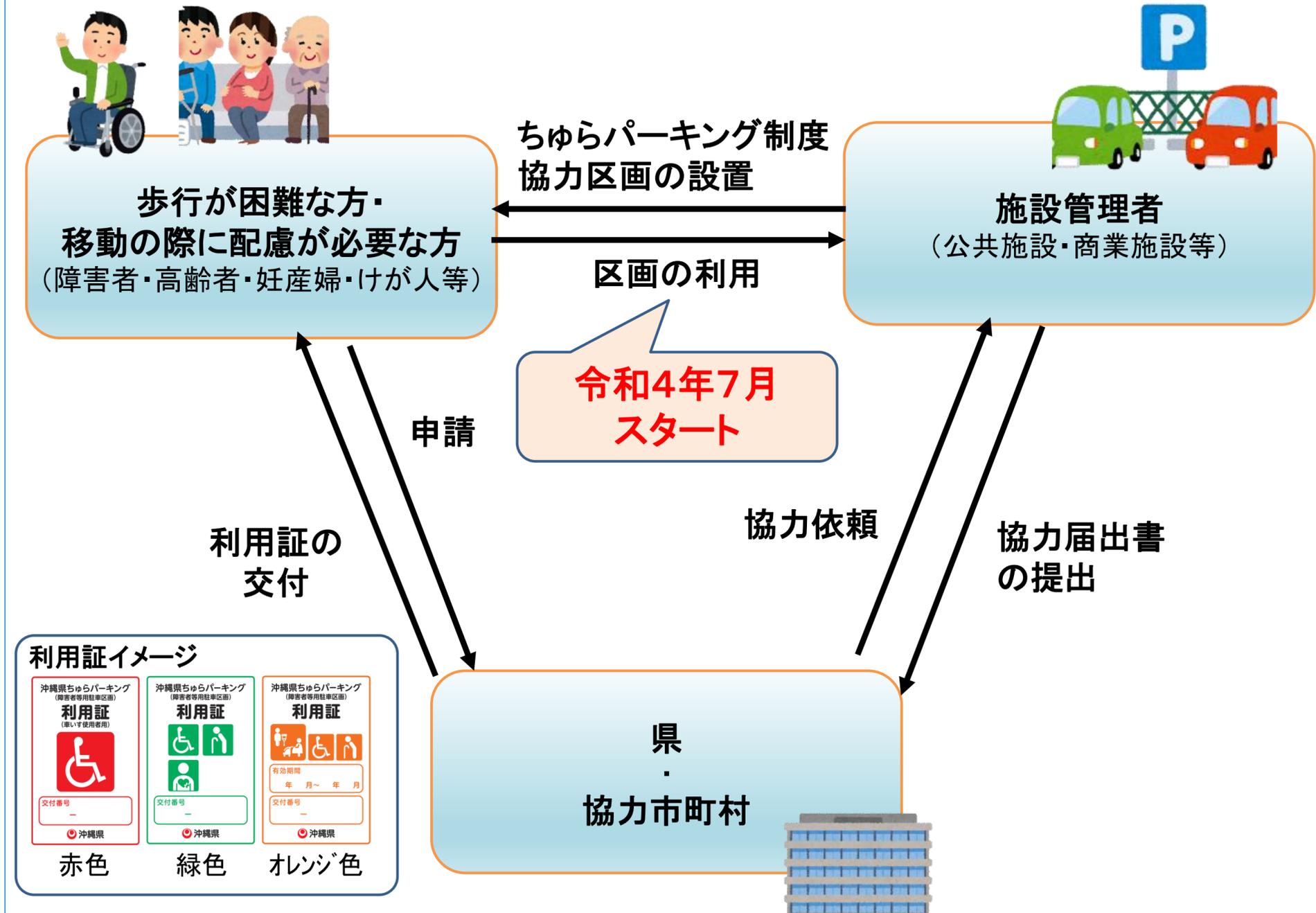
- ・ 健康な高齢者など、必要としない方の利用（不適正利用）があり、本当に区画を必要とする方が利用できないとの課題がある。
- ・ また、利用者の基準がないため、必要なのに遠慮してしまう方もいる。

■制度の導入で期待される効果

- ・ 不適正利用の抑制、防止
- ・ 外見から障害がわかりづらい方が気兼ねすることなく利用できる環境の整備。

誰一人取り残さない「共生社会」の実現

■制度の概要

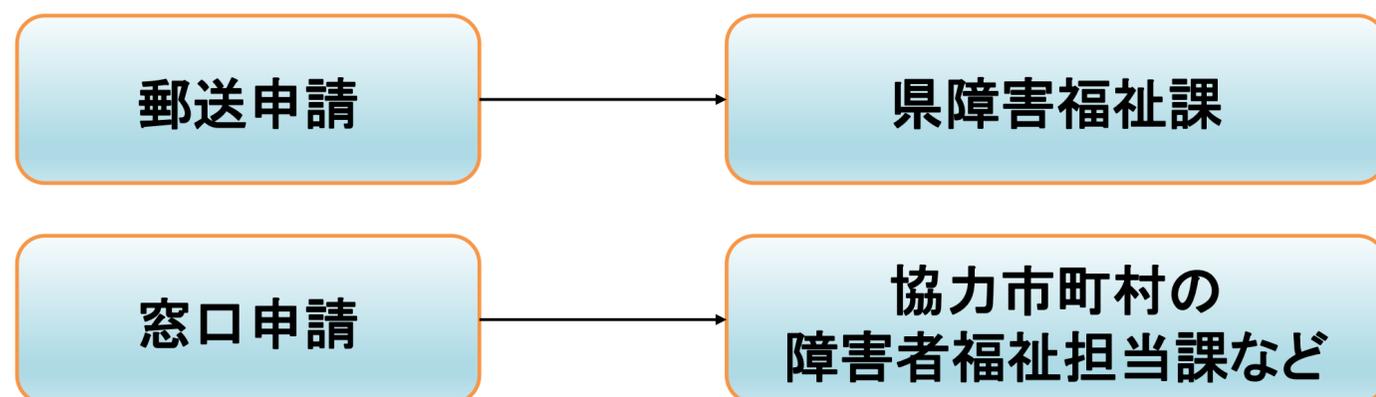


■制度対象者

- ・ 一定の等級以上の障害者手帳を持つもの
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証等を持つもの
- ・ 要介護認定を受けているもの
- ・ 妊産婦
- ・ その他一時的な怪我や病気により、歩行が困難又は移動の際に配慮が必要なもの

■交付申請（令和4年4月から受付開始予定）

- ・ 交付申請書及び添付書類（対象者であることを確認できる障害者手帳の写しなど）を県又は協力的市町村に提出し、交付を受ける。
- ・ 一時的な怪我や病気の方は、歩行が困難等を確認できる医師の診断書が必要となる。



■担当課：子ども生活福祉部 障害福祉課

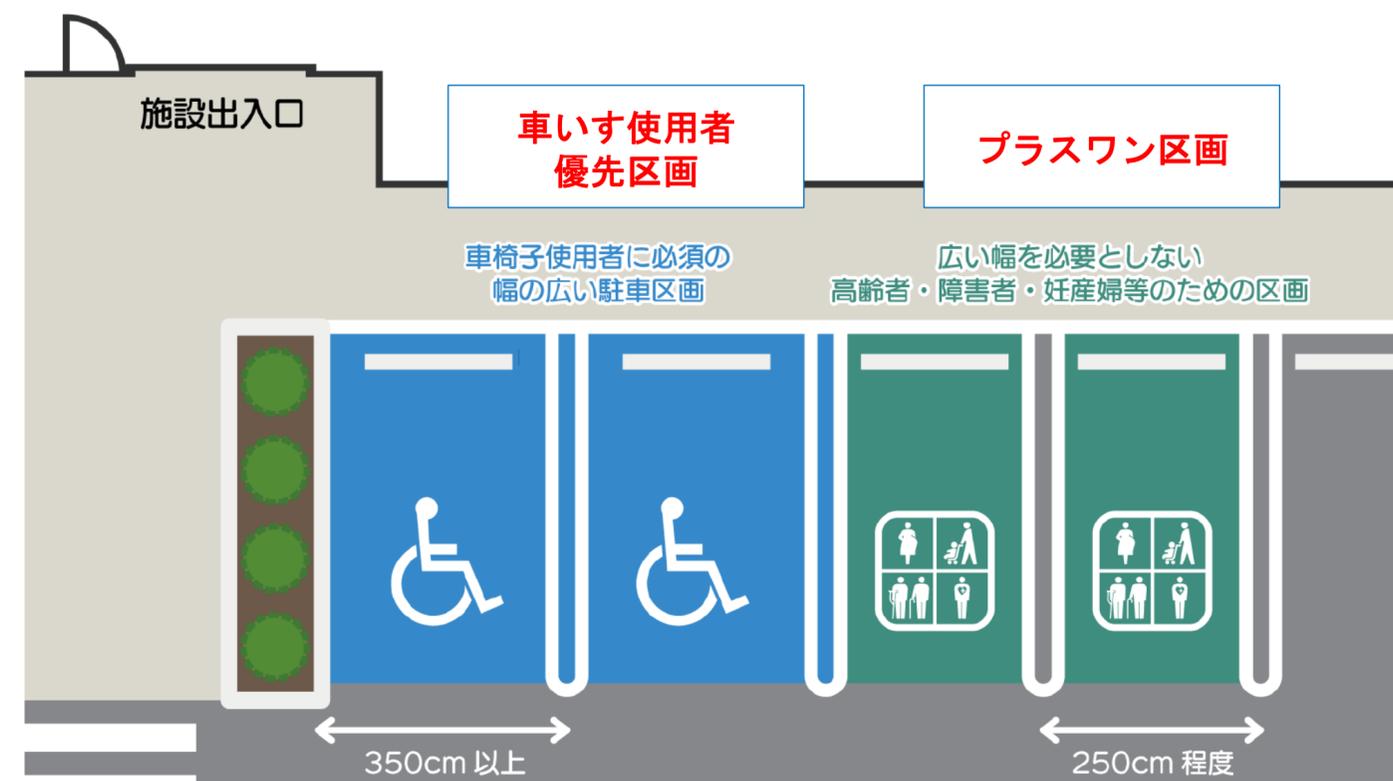
■連絡先：098-866-2190

■協力施設

- ・ 制度に協力しようとする施設管理者は、「協力届出書」を県に提出し、対象となる駐車区画（⇒協力区画）を設置。
- ・ 区画を設置した場合は、制度対象の区画であることの案内表示や、区画の適正管理に努める必要がある。

■協力区画

- ・ 「車いす使用者優先区画」（既存の車イスマークのある駐車区画）と、その他の障害者等が優先となる「プラスワン区画」の2種類の協力区画を設置。



沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画（案）について



OKINAWA
Japan

Where inspiration meets

「ひらめきや創造性と出会える場所」＝沖縄

入院待機ステーションの施設概要

1. 目的、施設概要

- 感染拡大時において、入院加療が必要な患者についても、すぐに入院できないケースが生じる恐れ。
- 特に夜間については、日中に比べ医療機関において、医師、看護師の勤務人数が少ないため、入院調整が困難な状況。
- このような事態に対応するため、入院調整が整うまでの間、医師、看護師等が常駐し、酸素投与などの措置を行う体制を整備。一般の救急搬送への影響を最小限に抑えることを目的に設置。

2. 開設場所

那覇市内の県有地に設置

※ 感染者のプライバシー保護及び安全確保の観点から非公表

3. 想定する患者

- 原則として、自宅療養者または宿泊療養施設から救急搬送される患者。
- 酸素投与が必要な方など、軽症～中等症の患者。
- 滞在期間は半日～1日程度

4. 開設期間

令和4年2月19日（土）～当面の間

5. 運営体制

- (1) 運営体制 24時間稼働、患者の受入れは原則夜間（18時～翌8時）
- (2) 病床数 25床（2/21に25床追加、3月中に50床追加を予定）
- (3) 施設構成 管理棟1棟、会議・休憩棟1棟、病棟4棟（1棟あたり25床）
※全て軽量鉄骨造（プレハブ）
- (4) スタッフ 医師1名（2交代）、看護師6～7名（2交代）、
事務職3～5名（2交代）



復帰50年の「新たな建議・宣言」に係る 県民意見募集

<募集概要>

1. 募集期間

令和4年2月18日（金）～3月11日（金）※3週間

2. 募集対象

沖縄県民に広く募集

3. 問い合わせ先

沖縄県企画部企画調整課 098-866-2026

※詳細は沖縄県ホームページをご覧ください